

特別養護老人ホーム美郷（ショートステイ）

1. 短期入所生活介護（ショートステイ）料金（日額）

【2026年4月1日現在】

負担段階		介護度	介護保険 1割負担	介護保険 2割負担	介護保険 3割負担	居住費	食費	合計 1割負担	合計 2割負担	合計 3割負担
第4段階	第1段階～ 第3段階に該当 しない方	介護度1	925	1,849	2,773	2,500	1,800	5,225	6,149	7,073
		介護度2	1,006	2,011	3,017			5,306	6,311	7,317
		介護度3	1,097	2,193	3,289			5,397	6,493	7,589
		介護度4	1,181	2,361	3,542			5,481	6,661	7,842
		介護度5	1,264	2,528	3,792			5,564	6,828	8,092
第3段階 ②	世帯全員が市町 村民税非課税か つ本人の年金収 入等120万円超 で預貯金額が単 身500万円、夫婦 1,500万円以下	介護度1	925			1,370	1,300	3,595		
		介護度2	1,006					3,676		
		介護度3	1,097					3,767		
		介護度4	1,181					3,851		
		介護度5	1,264					3,934		
第3段階 ①	世帯全員が市町 村民税非課税か つ本人の年金収 入等80万円超 120万円以下で 預貯金額が単身 550万円、夫婦 1,550万円以下	介護度1	925			1,370	1,000	3,295		
		介護度2	1,006					3,376		
		介護度3	1,097					3,467		
		介護度4	1,181					3,551		
		介護度5	1,264					3,634		
第2段階	世帯全員が市町 村民税非課税か つ本人の年金収 入等80万円以下 で預貯金額が単 身650万円、夫婦 1,650万円以下	介護度1	925			880	600	2,405		
		介護度2	1,006					2,486		
		介護度3	1,097					2,577		
		介護度4	1,181					2,661		
		介護度5	1,264					2,744		

※ 食費：第4段階1,800円の内訳（朝食335円・昼食790円・夕食675円）

※ 介護保険（1割・2割・3割）負担には、下記の加算が含まれています。

- 機能訓練体制加算（1日13円・26円・38円）：専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤職員を配置しています。
- 夜勤職員配置加算Ⅳ（1日22円・43円・64円）：夜勤を行う介護職員を、最低基準より1人以上多く配置し、かつ夜間帯を通じて喀痰吸引等ができる介護職員を配置しています。
- 生産性向上推進体制加算Ⅱ（1月11円・21円・32円）：介護サービス質の確保や負担軽減を検討する委員会を開催しています。
- サービス提供体制強化加算Ⅰ（1日24円・47円・70円）：介護職員のうち介護福祉士を80%以上配置しています。
- 介護職員等処遇改善加算Ⅰ（所定単位数×14.0%）：介護職の定着化を目的とし、計画的な教育・研修、処遇全般、職場環境等の整備、改善を実施しています。

※ 送迎をご利用される場合は、片道につき（195円・389円・583円）が加算されます。

※ その他として、以下の費用をご負担いただく場合があります。

- 看護体制加算Ⅰ（1日5円・9円・13円）、看護体制加算Ⅱ（1日9円・17円・26円）、看護体制加算（Ⅲ1）（1日13円・26円・38円）、看護体制加算（Ⅳ1）（1日25円・49円・73円）：看護職員の体制について人員配置基準を上回る体制をとった場合。
- 看取り連携体制加算（1日68円）：看護体制加算を算定し看取りを行った場合。
- 認知症行動・心理症状緊急対応加算（1日211円・422円・633円）：認知症により緊急にサービスを利用すべきと判断された場合。
- 若年性認知症利用者受入加算（1日127円・254円・380円）：若年性認知症利用者を受け入れ個別に担当者を定めた場合。
- 緊急短期入所受入加算（1日95円・190円・285円）：居宅サービス計画に計画されておらず、緊急的に利用された場合。
- 長期利用者提供減算（1日-32円・-64円・-95円）：連続して30日を超えて利用した場合。
- 口腔連携強化加算（1回53円・105円・157円）：歯科医療機関及び介護支援専門員に対し口腔健康状態の評価を情報提供した場合。
- 療養食加算（1食9円・17円・26円）：糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食等の特別な場合の検査食を提供した場合。
- 在宅中重度受入加算4（1日449円・897円・1345円）：利用していた訪問看護事業所に健康上の管理等を行わせた場合。

※ 連続して60日を超えて利用した場合、基本単位が下がります。

2. 介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）料金（日額）

負担段階		介護度	介護保険 1割負担	介護保険 2割負担	介護保険 3割負担	居住費	食費	合計 1割負担	合計 2割負担	合計 3割負担
第4段階	第1段階～ 第3段階に該当 しない方	要支援1	689	1,378	2,067	2,500	1,800	4,989	5,678	6,367
		要支援2	842	1,684	2,526			5,142	5,984	6,826
第3段階 ②	世帯全員が市町 村民税非課税か つ本人の年金収 入等120万円超 で預貯金額が単 身500万円、夫 婦1,500万円以 下	要支援1	689			1,370	1,300	3,359		
		要支援2	842					3,512		
第3段階 ①	世帯全員が市町 村民税非課税か つ本人の年金収 入等80万円超 120万円以下で 預貯金額が単身 550万円、夫婦 1,550万円以下	要支援1	689			1,370	1,000	3,059		
		要支援2	842					3,212		
第2段階	世帯全員が市町 村民税非課税か つ本人の年金収 入等80万円以 下で預貯金額が 単身650万円、 夫婦1,650万円 以下	要支援1	689			880	600	2,169		
		要支援2	842					2,322		

※ 食費：第4段階1,800円の内訳（朝食335円・昼食790円・夕食675円）

※ 介護保険（1割・2割・3割）負担には、下記の加算が含まれています。

- 機能訓練体制加算（1日13円・26円・38円）：専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤職員を配置しています。
- 生産性向上推進体制加算Ⅱ（1月11円・21円・32円）：介護サービス質の確保や負担軽減を検討する委員会を開催しています。
- サービス提供体制強化加算Ⅰ（1日24円・47円・70円）：介護職員のうち介護福祉士を80%以上配置しています。
- 介護職員等処遇改善加算Ⅰ（所定単位数×14.0%）：介護職の定着化を目的とし、計画的な教育・研修、処遇全般、職場環境等の整備、改善を実施しています。

※ 送迎をご利用される場合は、片道につき（195円・389円・583円）が加算されます。

※ その他として、以下の費用をご負担いただく場合があります。

- 認知症行動・心理症状緊急対応加算（1日211円・422円・633円）：認知症により緊急にサービスを利用すべきと判断された場合。
- 若年性認知症利用者受入加算（1日127円・254円・380円）：若年性認知症利用者を受け入れ個別に担当者を定めた場合。
- 口腔連携強化加算（1回53円）：歯科医療機関及び介護支援専門員に対し口腔健康状態の評価を情報提供した場合。
- 療養食加算（1食9円・17円・26円）：糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食等の特別な場合の検査食を提供した場合。

※ 連続して30日を超えて利用した場合、基本単位が下がります。

3. 理美容料金（※要予約）

項目	カット	顔そり	シャンプー	カット+ 顔そり又は シャンプー	ヘアカラー	カット+ カラー又は パーマ
料金	2,570円	1,000円	2,430円	3,290円	6,000円	8,290円

4. 特別なレク等

項目	フラワーア レンジメント
料金	600円